

事務連絡
令和5年4月20日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課
高 等 教 育 局 参 事 官 (国 際 担 当) 付 留 学 生 交 流 室

ゴールデンウィーク期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

昨年10月の入国制限の撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局（JNTO）の統計によると、本年2月時点で、訪日外客数はコロナ前の半数程度まで回復しているところです。これから大型連休となるゴールデンウィークを迎えるに当たり、国内外の人の移動が今後さらに活発になることが予想されることから、留学生及び技能実習生等の訪日外国人等に対し我が国への肉製品や果物・野菜等の持込みは原則禁止されていることなどについて周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL：03-5253-4111（内線2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室
TEL：03-5253-4111（内線3360、2518）

事務連絡
令和5年4月20日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィーク期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）や果樹等の重大な害虫であるミカンコミバエ種群等の侵入防止については、関係省庁の皆様にも多大なる御協力を頂いていることに改めて感謝申し上げます。

動物検疫については、本年2月にシンガポールにおいて初めてASFの発生が確認されるなど、アジア・ヨーロッパ各地で発生が続いており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。

また、植物検疫についても、ミカンコミバエ種群がアジア地域からアフリカ及び中東地域に発生地域を拡大するなど、海外では病虫害の発生地域が拡大しており、日本への病虫害の侵入リスクが高まっている状況です。

昨年10月の入国制限撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局（JNTO）の統計によると、本年2月時点で、訪日外客数はコロナ前の半数程度まで回復しているところです。これから大型連休となるゴールデンウィークを迎えるに当たり、訪日外客だけでなく、日本人観光客も多く渡航することが想定されます。

動物検疫所及び植物防疫所では、日本入国時に日本に持込みができない食品を持ち帰ることがないように、出国者に対して各地でキャンペーン等の啓発活動を行うとともに、入国者に対しても引き続き農畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品の検査等を強化することとしています。

貴省におかれましては、家畜の伝染病や植物の病虫害の侵入防止に関する下記の内容について、外国人留学生に対する周知及び注意喚起に改めて御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されており、数量の多少や輸送形態（手荷物・携帯品や郵便物）にかかわらず、持ち込めないため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ってこないこと。
- 2 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になること。
- 3 留学生自身のみではなく、訪日する家族や知人が、肉製品や果物・野菜等を日本に決して持ち込まないように注意するとともに、郵便物としても日本に送付しないことを徹底させること。

【参考】

- 動物検疫所ウェブサイト
「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」
<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>
「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」
<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>
- 植物防疫所ウェブサイト
「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品））」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>
「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>



○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>



○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット（畜産物及び植物輸入関係）

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(別紙)

(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(クメール語 (カンボジア語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ビルマ語 (ミャンマー語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



同内容の HTML 版ページ (植物防疫所ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

